第十四条の二第二項第一号中「第十九条の二第十項」を「第十九条の二第十一項」に改める。

第十五条第一項中「個人で」を「個人で特定総合効率化計画（」に、「認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認」を「総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認定」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される」を削り、「若しくは構築物のうち」を「並びに構築物のうち」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画」を「その認定に係る特定総合効率化計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に、「この条」を「この項及び次項」に、「事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ）を「倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業（以下この項において「倉庫業」という）に、「事業の」を「倉庫業の」に改め、「不動産所得の金額又は」を削る。

第十九条第一号中「、第十条の五の四」を削る。

第二十条第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に改め、「を含む。）」の下に「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「死亡した」を「死亡の」に改める。

第二十条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「以下この条において「維持管理積立金」という。）」を「）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第二十二条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号中「取りくずした」を「取り崩した」に改める。

第二十四条の三第四項中「（第十三条の規定を除く。）」を削る。

第二十六条第二項第三号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を加える。

第二十八条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第二十八条の三第九項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十八条の三第七項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改め、同条第十一項中「（第十三条の規定を除く。）」を削る。

第二十九条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」を付し、同条第一項ただし書中「並びに次条第一項に規定する特定外国新株予約権（次項第二号において「特定外国新株予約権」という。）」を削り、「の合計額」を「との合計額」に改め、同条第二項第二号中「又は特定外国新株予約権」を削る。

第二十九条の三を削り、第二十九条の四を第二十九条の三とし、第二十九条の五を削り、第二十九条の六を第二十九条の四とする。

第三十条の二第七項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第三十条の二第五項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第三十一条の二第九項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第三十一条の二第七項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第三十三条の三第二項中「おいて」を「おいて」に改め、「第百十条第一項」の下に「又は第百十条の二第一項」を加え、「又は施設建築物に関する権利」を「に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の三第一項」に改め、同条第三項中「、同項に規定する」を「、同項の」に改め、「第百十条第一項」の下に「又は第百十条の二第一項」を加え、「）又は」を「）若しくは」に、「又は同項」を「、又は前項」に、「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の三第一項」に、「前項に規定する権利」を「前項の施設建築物の一部を取得する権利」に、「又は地上権の共有持分」を「若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権又は前項に規定する給付を受ける権利」に改め、「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に改め、同条第四項中「又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」を削り、「第二百五十五条から第二百五十七条まで」を「第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項」に、「、防災施設建築敷地若しくは」を「、防災施設建築敷地に関する権利又は」に、「権利又は」を「権利を取得する権利）又は」に、「に関する権利）」を「若しくはその使用収益権」に改め、同条第五項中「、同項に規定する」を「、同項の」に、「第二百五十五条又は第二百五十七条」を「第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項」に、「前項に規定する」を「前項の」に改め、「地上権の共有持分」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を、「第二百四十八条第一項」の下に「（政令で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第三十三条の五第一項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第三十三条の五第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第三十三条の六第一項中「若しくは第百十条第二項」を削り、「よる施設建築物の一部若しくは」の下に「同法第百十条第三項若しくは第百十条の二第四項の規定による同法第百十条第二項（同法第百十条の二第二項において準用する場合を含む。）の」を加え、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に、「。以下この条」を「。第三号」に、「受けた資産（以下この項」に改め、同項第二号中「第三十三条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「（第十三条の規定を除く。）」を削る。

第三十五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

個人の有する資産が、居住用財産を譲渡した場合に該当することとなつた場合には、その年中にその該当することとなつた全部の資産の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。